

福岡市道路整備懇談会 傍聴要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、「福岡市道路整備懇談会」（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受 付）

第2条 懇談会の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、懇談会の開催の10分前までに、整理番号票（様式）の交付を受けなければならない。

（定 員）

第3条 懇談会を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は6名までとする。
2 傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順によって傍聴人を決めるものとする。

（懇談会会場に入場できない者）

第4条 ポスター、ビラ、拡声器など、懇談会もしくは傍聴を妨害する恐れがあると認められる物品を携帯する者、または懇談会を妨害し、人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者は、懇談会会場（以下「会場」という。）に入場することができない。

（傍聴人が守るべき事項）

第5条 傍聴人は、懇談会を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- （1）会場において、発言しないこと。
- （2）会場における発言に対して、拍手などの方法により、賛否を表明しないこと。
- （3）たすきを着用したりプラカードを揚げたりなど、示威行為をしないこと。
- （4）飲食または喫煙をしないこと。
- （5）みだりに席を離れないこと。
- （6）携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- （7）他の傍聴人の迷惑になるような行為はしないこと。
- （8）上記（1）～（7）に定めることのほか、懇談会の秩序を乱し、懇談会の妨げとなるような行為はしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第6条 会場において、撮影、録音、その他これに類する行為をしないこと。ただし、懇談会の座長（以下「座長」という。）が認めた場合は、この限りではない。

（傍聴人の退場）

第 7 条 傍聴人は、懇談会が傍聴を認めない議題に関する協議等を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

（傍聴人への指示）

第 8 条 座長は、懇談会の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

（違反に対する措置）

第 9 条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、座長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令、または前条の指示に従わないときは、座長は、その者に対して会場からの退場を命ずることができる。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、懇談会の傍聴に関して必要な事項は、その都度、座長が定めるものとする。

附 則

この要領は令和 6 年 8 月 8 日から施行する。

様式

年 月 日 福岡市道路整備懇談会
整理番号票
 NO. _____
 傍聴人は、会議の開催中この整理票 を携行し、係員の求めに応じて提示し てください。